

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地震・津波災害

平成 27 年度青森県地震・津波被害想定調査によれば、深浦地区の地震に係る被害は、主に日本海側海溝型地震によるものが考えられ、最大クラスの地震が発生した場合、町全体的に震度 6 弱、一部の地域に 6 強の震度が予想され、地割れ、崖崩れ、液状化等が至る所に発生、主要交通の寸断及び公共インフラが停止し、町全体が孤立化する恐れがある。

また、深浦町防災ハザードマップによれば、当商工会が立地する浜町地区は津波浸水域に位置し、津波浸水深は最大 10m 以上が予測されているほか、当町の事業所・住宅密集地域である北金ヶ沢地区、深浦地区、岩崎地区全体が概ね同様の浸水深であり、壊滅的な被害を被る可能性がある。

細部は、別添 1 資料「想定される地震・津波被害予測」（深浦町業務継続計画第 3 章より抜粋）を参照

2) 風水害等

深浦町はこれまで、他市町村と比較すると豪雨発生回数が少なく、大川も無いことから集中豪雨等による大規模洪水被害は少ない。近年、地球温暖化の影響により、台風の発達や前線活動の活発化が全国的にみられ、線状降水帯等により一旦豪雨があれば追良瀬川、吾妻川、磯崎川、大童子川、笹内川周辺の洪水災害が発生するリスクがある。

また、町内全域に海岸段丘の丘陵地帯が多いため、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域へ指定を受けた区域が 201 箇所あり、住宅のみならず中小事業所の土砂災害被害を十分考慮する必要がある。過去には、昭和 56 年に発生した大雨により、国道 101 号及び JR 五能線が寸断され、地域に大きな被害を与えた。

細部は、別添 2 「平成年代以降に深浦町で発生した自然災害」（深浦町地域防災計画第 1 章抜粋）を参照

土砂災害警戒区域については、深浦町防災ハザードマップ参照

3) その他の災害

台風及び季節風による暴風により、建物被害、農作物被害が毎年のように発生している。また、特異な災害として、平成 11 年及び平成 25 年に貨物船の座礁災害があり、積み荷や燃料の流出によって、漁業被害や風評被害があった。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 348 名
- ・小規模事業者数 326 名

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	70	70	町内に広く分散している
	製造業	31	30	沿岸部や川沿いに多い
	卸売・小売業	94	94	町の中心部、郊外に多い
	飲食店・宿泊	46	46	高台・海岸沿いに広く分布している
	サービス・その他	107	86	町内に広く分散している

(3) これまでの取り組み

1) 深浦町の取り組み

- ・深浦町地域防災計画の策定（町公式ホームページへの掲載）
- ・毎年2回の防災訓練の実施（例年5月下旬に総合防災訓練、11月上旬に津波避難訓練）
- ・防災備品の備蓄「防災備蓄品・機材等一覧表 資料別添3」（北金ヶ沢総合防災センター、本庁役場防災倉庫）

2) 深浦町商工会の取組

- ・深浦町地域産物PR販売拠点施設消防計画書の策定
- ・深浦町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・毎年2回の避難訓練、消火訓練の実施
- ・青森県火災共済協同組合と連携した損害保険や休業補償の加入促進

II 課題

現状では緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な編成やマニュアルが整備されていない。加えて、平時、緊急時の対応を実施するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時における連絡を円滑に行うため、当会と深浦町との間における被害情報報告体制を構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、県、町、消防機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共団体その他防災上重要な施設の管理者等との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と深浦町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

・本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるような協定書を県の指導を仰ぎながら速やかに整備、締結を目指す。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、商工会ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について希望者に対して年一回、指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対し年一回を基準に普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

・当会は、平成31年事業継続計画を策定予定

3) 関係団体等との連携

- ・青森県火災共済協同組合や東海日動パートナーズ東北損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・県、町、消防機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共団体その他防災上重要な施設の管理者等への普及啓発ポスターの掲示依頼や、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認については毎月の定期巡回にて確認指導。
- ・(仮称)深浦町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、深浦町）を設立し、状況確認や改善点等について協議・検討することを目指す。（設立後は四半期に1回開催）

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、深浦町との連絡手段の確認等を行う（訓練は毎年の防災訓練の都度実施する）。

2. <発災後の対策＞

・自然災害等発災時には、人命が第一であることは言うまでもないため、その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携する。

1) 職員の安否等確認

以下の状況が生じた時、当会職員の安否等確認をする。

条 件	手 段	その他
職員が当会事業者への被害発生情報を知ったとき	電話、メール、SNS等	業務従事の可否の確認  なお、職員自身が危険を感じるような状況での
土砂災害警戒情報、気象特別警報、津波警報・大津波警報が発表され		

たとき		出勤はせず、自身の安全確保を優先する。
-----	--	---------------------

2) 応急対策の可否検討のための情報収集

以下の状況が生じた場合、応急対策の可否のための情報収集をする。なお、町防災部局と情報交換をして、1日以内に大まかな被害状況を把握し、次に、2日～3日程度の内、応急対策方針決定のための情報を収集する。

条 件	収集要領	その他
職員が当会事業者への被害発生情報を知ったとき	事業者への聞き取り、職員による現場確認	被害規模の目安表により、「ほぼ被害が無い」に該当する場合は、原則的に応急対策の必要性なしとする。
当会事業者から、被害の報告を受けた時		

3) 応急対策の方針決定

以下の事前に定める被害規模の目安表により、「大規模な被害がある」、「被害がある」に該当する場合に、当会と深浦町との被害情報共有の要領に基づき、相談窓口の設置の可否等の応急対策の方針を具体的に決める。

・大規模な災害がある	・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全・半壊」等、大きな被害が発生している ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れないもしくは、交通網が遮断されており、確認できない
・被害がある	・地区内の事業所で、「瓦やトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
・ほぼ被害が無い	・目立った被害の情報がない。

4) 当会職員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担については、町と協議の上の状況に応じて定める。

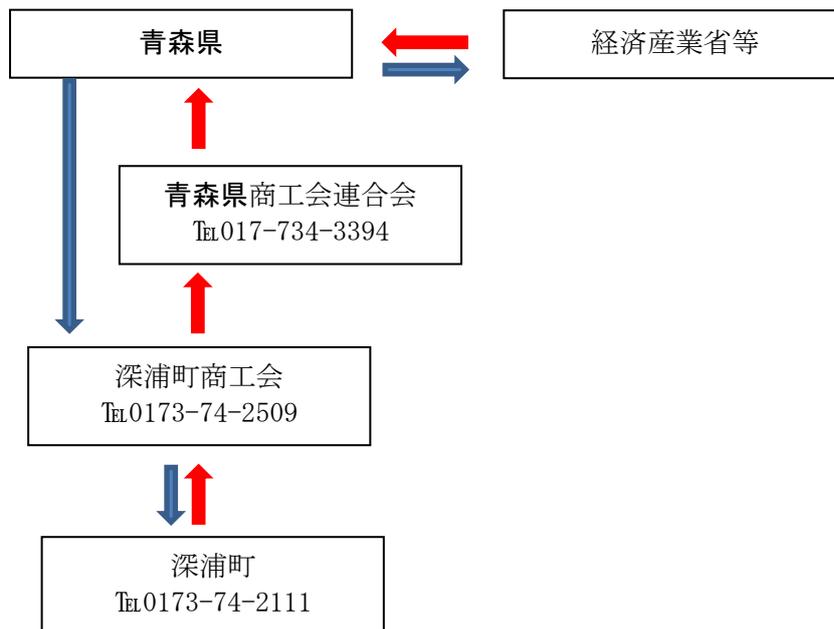
5) 当会と深浦町との被害情報等の共有

以下の表を基準として、被害情報を共有する。

発災後の期間	共有回数
発災後～1日	発災後、連絡つき次第
1日～1週間	1日に1回以上（毎朝、毎夕）
1週間以上1カ月	1日に1回（毎夕）
1カ月	変更のあった都度

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行う判断基準について決める。
- ・当会と深浦町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と深浦町が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を、町と商工会が連携して確認する。
- ・ 被害を受けた小規模事業者等を支援するため、補助金の公募を町と商工会が連携して開始する。
- ・ 相談窓口の開設方法について深浦町と相談する。(当会は国の依頼の有無に係わらず特別相談窓口を開設する。)
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(国や青森県、深浦町等の施策)について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

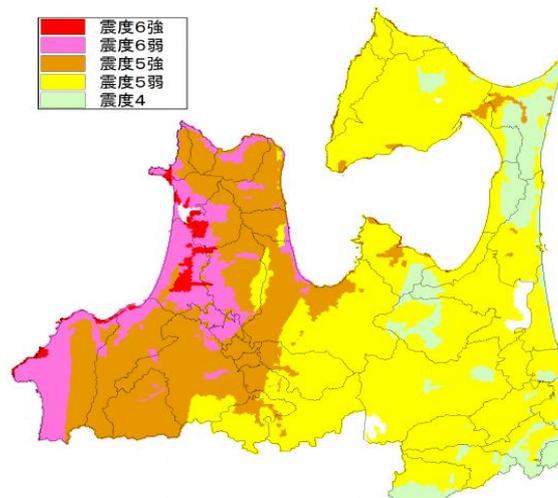
#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、町職員だけでは対応が困難な場合、他地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

想定される地震・津波被害予測（深浦町業務継続計画第3章抜粋）

1 震度分布

- (1) 町内全域に震度6弱の可能性がある。
- (2) 町北部（柳田・関・北金ヶ沢）地区、風合瀬地区、深浦地区、横磯地区～舳作地区に震度6強の地域がある。
- (3) 本庁及び大戸瀬支所は最大震度6強の恐れがある。



2 液状化

震度6強の可能性がある地区は、液状化発生確率が高い。

液状化危険度分布表

危険度ランク	液状化の可能性 なし	液状化の可能性 小	液状化の可能性 中	液状化の可能性 大
PL 値	PL = 0	0 < PL ≤ 5	5 < PL ≤ 15	15 < PL
調査及び対策の 必要性	液状化に関する 詳細な調査は 不要	特に重要な構造 物に対して、よ り詳細な調査 が必要	構造物に対して は、より詳細な 調査が必要 液状化対策が一 般に必要	液状化に関する 詳細は調査と 液状化対策は 必要
主な地区	広戸、追良瀬、 麴木、松神、大 間越	田野沢		深浦、横磯、舳 作、晴山、北金 ヶ沢、関、柳田



### 3 津波

- (1) 津波が発生した場合、場所にもよるが、最速6分、最大波約13mの津波が到達する。
- (2) 日本海側の津波警報は、通常数時間程度は継続することが多い。(日本海中部地震及び北海道南西沖地震は8時間～9時間継続した。)
- (3) 細部の到達時間と浸水域は、深浦町津波避難計画(平成30年3月制定)避難計画図による。

### 4 町内の被害予測(平成27年度青森県地震・津波被害想定調査(日本海側海溝型地震による。))

#### (1) 建物被害

区分	揺れ		液状化		津波		急傾斜崩落		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全焼	全壊	半壊
深浦町	620	1,600	120	310	1,700	770	40	100	20	2,500	2,800
青森県	3,000	20,000	5,700	16,000	3,100	4,300	140	330	70	1,200	41,000

#### (2) 死者(冬季深夜)

原因区分	建物倒壊	津波	急傾斜崩壊	火災	落下物	合計
深浦町	35	3,182	5未満	5未満	5未満	3,217

#### (3) 負傷者(冬季深夜)

原因区分	建物倒壊	津波	急傾斜崩壊	火災	落下物	合計
深浦町	283	283	5未満	5未満	5未満	566

#### (4) 要救助者(冬季深夜)

原因区分	建物倒壊	津波	急傾斜崩壊	火災	落下物	合計
深浦町	51	412	5未満			463

(5) ライフライン等

	直後	1日後	4日後	1週間後	1か月後
断水人口(人)	7,100	5,400	4,900	4,500	2,200
停電人口(人)	7,912	5074	2150	1548	1462
電話不通回線	2,838	1,892	1,032	825	791
避難所の避難者数	3,440			3,010	1,290

\* (2) ~ (4) の対象人口は、平成 30 年度現在の人口の実態に合わせ、平成 22 年度国勢調査人口の人口に、平成 30 年度現在までの人口減少率 (0.86) を掛けて算出したもの。

(6) 交通

1) 道路

震度 6 弱以上の地域は、揺れや液状化による建物倒壊、地割れ、土砂崩れによって寸断され、発災直後は町全体が孤立し、町内も諸所孤立地域が発生する。

2) 津波が発生した場合は、流出物等が大量に発生し、更に道路交通の障害となる。

3) 鉄道

諸所寸断され、長期にわたり回復は期待できない。

4) 海路

主要な港は津波の瓦礫によって、小型の船舶は利用できるが、大型船は利用できない。

5) 空路

災害時指定の場外離着陸場は、おおむね利用可能。ただし、液状化又は地割れによる段差、電柱や倒木等に注意が必要

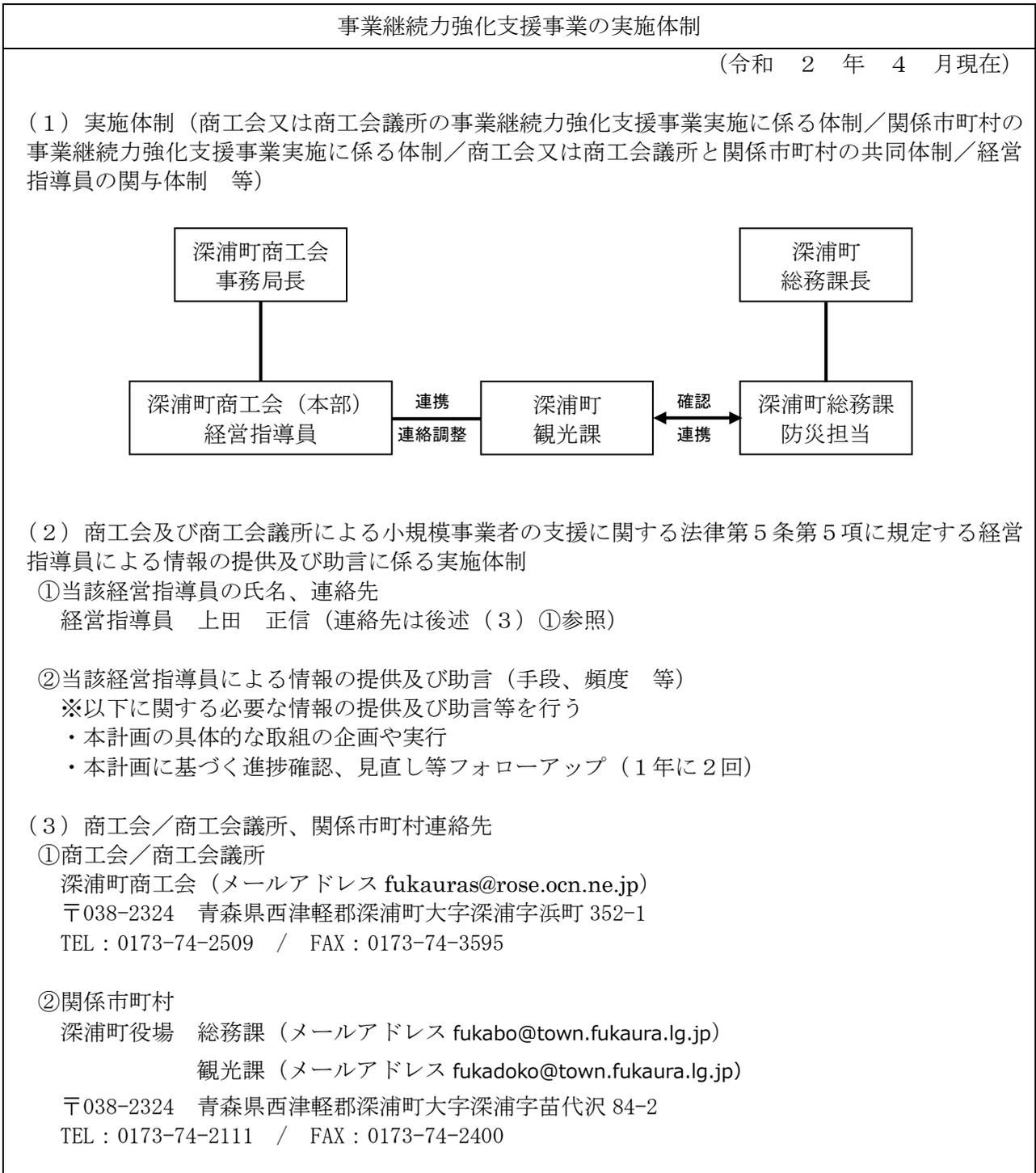
## 資料（別添２）

## 平成年代以降に深浦町で発生した自然災害等

1	平成 3年 9月	1991	風 害	台風 19 号深浦町災害対策本部設置
2	5年 9月	1993	冷 害	深浦町農作物異常低温災害対策本部設置
3	9年 1月	1997	海上災害	深浦町日本海沿岸重油流出災害対策本部設置
4	11年 2月	1999	〃	「コリンズ号」座礁救難対策本部設置
5	14年 4月	2002	航空災害	米軍 F16 戦闘機大戸瀬崎沖合墜落事故対策本部設置
6	15年 9月	2003	冷 害	深浦町農作物不順天候対策本部設置
7	17年 2月	2005	雪 害	豪雪災害対策本部設置
8	18年 1月	2006	〃	豪雪対策本部設置
9	18年 8月	2006	大 雨	大雨による床上浸水 1 棟、床下浸水 6 棟
10	21年 7月	2009	〃	大雨による被害続出 被害総額 2 億 5 千万円
11	24年 2月	2012	雪 害	豪雪対策本部設置
12	24年 4月	2012	暴 風	暴風による住宅一部破損 1 5 棟（非住家 3 4 棟）
13	24年 7月	2012	大 雨	大雨による被害続出 被害総額 5 千 3 百万円
14	24年 9月	2012	〃	大雨による被害続出 被害総額 1 千 6 百万円
15	24年 12月	2012	暴 風	暴風による住宅一部破損 2 棟（非住家 1 1 棟）
16	25年 1月	2013	雪 害	豪雪対策本部設置
17	25年 8月	2013	大 雨	大雨による床下浸水 1 棟
18	26年 8月	2014	〃	大雨による床上浸水 1 0 棟、床下浸水 1 3 棟。被害総額 2 億 2 千万円
19	29年 4月	2017	暴 風	暴風による住宅一部破損 2 棟、岩崎中学校校舎屋上破損 被害総額 1 千万円
20	30年 9月	2018	暴 風	台風 21 号による暴風災害で、岩崎地区スポーツセンター の屋根、壁、軒等のはがれにより修復不能の被害

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	55,000	55,000	55,000	66,000	150,000
・セミナー開催費	0	0	0	0	150,000
・パンフ、チラシ 作成費	0	0	0	66,000	0
・防災備蓄品	55,000	55,000	55,000	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。